

「第242回判例・事例・法律等研究会」

日 時	平成29年12月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 廣木康隆

【法律】

概要	<p>2020年4月に予定されている民法（債権法）改正について、その一部（定型約款、賃貸借）の研究、発表を行った。</p> <p>① 定型約款 従前、明文規定なし 定型約款の定義 定型取引の定義 みなし合意規定の内容 不当条項規制の内容 約款変更の要件 経過措置について</p> <p>② 賃貸借 判例、通説の明文化が主であること 存続期間の上限変更（20年⇒50年） 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人の地位移転の判例法理の明文化 敷金規定の新設 賃借人の修繕権の明文化 賃貸借終了後の収去義務、原状回復義務の明文化等</p>
----	---